

7 月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、令和 2 年 6 月 26 日に一部更新された新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する、国税の納税の猶予制度 FAQ についてご紹介いたします。

① 中間申告分等の猶予

確定申告分だけではなく、中間申告分や予定納税、修正申告分であっても税務署に申請を行うことにより、納税猶予の適用を受けることが出来ます。

なお、中間申告分や予定納税分については 1 年間の猶予ではなく、その猶予を受けた中間申告分や予定納税分と同じ年分（事業年度）の確定申告期限までとなりますのでご注意ください。確定申告期限後は、換価の猶予又は納税の猶予を受けることは可能です。

※1 例えば、消費税の中間申告に関して前年より大幅に減少している場合などには、仮決算に基づく中間申告を行うことにより、直前の課税期間の税額に基づき計算した中間申告税額に比べ、納税額を抑えることが出来ます。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告を行うことが困難な状態が確定申告書の提出期限まで続く場合には、確定申告の余白に、「中間申告は新型コロナウイルス感染症の影響により提出できなかった」旨の記載を行えば、中間申告分の納税額が生じないこととなります。

② 猶予と欠損金の繰戻還付

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までの間に、法人税が発生したが、翌期の申告で欠損金の繰戻還付を受ける予定の場合に猶予の申請は必要となります。今期発生した法人税に猶予を適用せず納付も行わなければ、繰り戻しまで（1 年間）通常の延滞税が課されます。

猶予が適用されると、延滞税が軽減又は免除されますので、申請は行ってください。

③ 特例猶予の対象となる国税

特例猶予の要件で、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税」と記載されていますが、具体的な税金を挙げると下記のものです。

- I 納期限が令和 2 年 4 月 16 日となる個人事業者の所得税
 - II 納期限が令和 2 年 2 月末日となる令和元年 12 月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分
 - III 納期限が令和 2 年 11 月末日となる令和 3 年 3 月末決算法人の法人税・消費税の中間申告分
 - IV 令和 2 年 11 月末決算法人の法人税・消費税の確定申告分
- 等は、特例猶予の対象となります。

具体的な納期限が期間内にあればよく、例えば、修正申告や告知・決定などにより生じた納税義務であっても対象となります。

④特例猶予の申請に必要な書類

申告に必要な書類につきましては国税庁 HP に記載してありますのでご確認ください。
また、帳簿等を準備することが困難な場合は、税務署職員による聞き取りで対応していたので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

令和 2 年 6 月 26 日更新分をご紹介しましたが、その他納税猶予制度に関する FAQ につきましては国税庁ホームページにてご確認ください。手続関係や申請に必要な書類等が、少しわかりにくいかもしれません。その際にご相談ください。

【2】7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下のとおりですので、ご確認ください。

申告期限等	内容
7月10日	6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付 (源泉所得税につきまして、納期の特例適用者は、1月～6月までの徴収分を納付)
7月16日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付（第1期分）
	5月決算法人の確定申告
	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	11月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告

【3】 スタッフの一言

いまだ新型コロナウイルスの影響は日々の生活と隣り合わせの状況が続いております。緊急事態宣言解除後も連日感染者の報道が後を絶ちません。営業に支障をきたしている会社様・事業主の方もまだまだ多くいらっしゃる状況です。一刻も早く今までのように安心して送れる日々が来ることを切に願っております。

これからどんどん気温も上がり夏の季節になりますが、皆さまどうぞご自愛くださいませ。

担当：浦川